

ばら積貨物船用共通構造規則

KCID No.	関連規則	種別	項目	完了日	質問	回答	添付有無
313	12/1.2.1.3	Question	下部スツール	2006/12/21	要求ネット板厚tGRを与える算式は、横置隔壁下部スツールの斜板のみならず、下部スツールの垂直の側壁にも適用されるか。	グラブオペレータは、貨物倉の隅々から貨物を除去するために、往々にしてグラブを揺り動かすものと考えられ、横置隔壁下部スツールの垂直な側板でさえ、グラブの衝突による大きな衝撃を受けることが予想されます。このため、tGRの算式については、横置隔壁下部スツールの斜板のみならず、下部スツールの垂直の側壁にも適用すべきです。	
544 attc	12/ 1.2.1	CI	内底板	2008/4/25	12章[2.1.1]から[2.1.3]の解釈は、以下のとおり。 a) 内底板は、[2.1.2]の規定により寸法を決定する。 b) ホッパタンク斜板及び下部スツール斜板又は垂直側板は、内底板上3m(垂直に計測する)の箇所まで、[2.1.3]の規定により寸法を決定する。 c) ハイブリッドBCの場合、ホッパ斜板がなく、かつ、内底板に直接溶接される縦通の内壁は、内底板より3mの箇所まで、[2.1.3]の規定により寸法を決定する。 d) 倉口縁材、倉口縁材下の甲板縦桁、トップサイドタンク斜板及び上部スツール斜板は、船級付記符号Grabによる補強は必要ない。 本解釈を確認されたい。	A1) はい、内底板は、12章1節[2.1.2]の規定により寸法を決定しなければなりません。 A2) 12章1節[2]の解釈は、以下の通りです。 12章1節[2.1.1]は、内底板並びに内底板上3mまでの箇所にあるホッパ斜板、下部スツール側板及び内殻に適用されます。 12章1節[2.1.2]は、内底板に適用されます。 12章1節[2.1.3]は、内底板上3mまでの箇所にあるホッパ斜板、下部スツール側板及び内殻に適用されます。 A3) はい、ハイブリッドBCの内殻は、12章1節[2.1.3]により寸法を決定しなければなりません。 A4) はい、倉口縁材、倉口縁材下の甲板縦桁、トップサイドタンク斜板及び上部スツール斜板は、12章1節には関連しません。	有
690	12/1.2.1.3	Question	Grab requirement (tGR)	2008/3/13	12章1節[2.1.3]に規定されるグラブ規定 (tGR)は、内底から3m内の衝突隔壁及び機関室隔壁の板に適用されますか？ 或いは、グラブ操作に対しこれらの隔壁板の補強を要求する規定がほかにありますか？	荷役作業によりグラブの振り回しが貨物倉の端の底部に大きな衝撃を引き起こす可能性があります。12章1節[2.1.3]の要件は、貨物倉の隔壁の設計及び機能に関わらず適用されます。	

KCID No.	関連規則	種別	項目	完了日	質問	回答	添付有無
980	12/1.2.1.3	Interpretation	グラブ要件の適用性	2010/8/20	<p>船の長さが160m程度のばら積貨物船では、下部スツールを横隔壁の下に設置せず、内底板上に直接波形隔壁が設置される場合がある。</p> <p>このような場合、12章1節2.1.3のグラブ要件は内底板より3mの高さまでの波形隔壁下部に適用される。</p> <p>しかしながら、グラブの構造上、波形部の幅と深さが常にグラブ装置の寸法よりも小さく1m以下であるため、波形部のウェブとの接触に至ることはない。</p> <p>グラブの要件はこのような波形部の面材にのみ適用されると考えている。</p> <p>確認されたい。</p>	<p>グラブの要件は波形部の面材にのみ適用されるという貴意見に同意します。明確化のため誤記修正を検討します。</p>	
998 attc	12/1.2.1.3	CI	グラブ要件の適用性	2010/8/4	<p>船の長さが160m程度のばら積貨物船では、下部スツールを横隔壁の下に設置せず、内底板上に直接波形隔壁が設置される場合がある。</p> <p>このような場合、12章1節2.1.3のグラブ要件は内底板より3mの高さまでの波形隔壁下部に適用される。</p> <p>しかしながら、グラブは、以下によって、その構造上、そのような波形部のウェブに接触しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 波形部の幅と深さが1mより小さい。そして、 - 波形部のフランジ及びウェブは垂直に交差している。 <p>添付に示すようなばら積貨物船の配置を参照されたい。</p> <p>グラブの要件は波形部のウェブには適用されないと考えている。</p> <p>確認されたい。</p>	<p>グラブの要件は波形部のウェブには適用されません。</p>	有

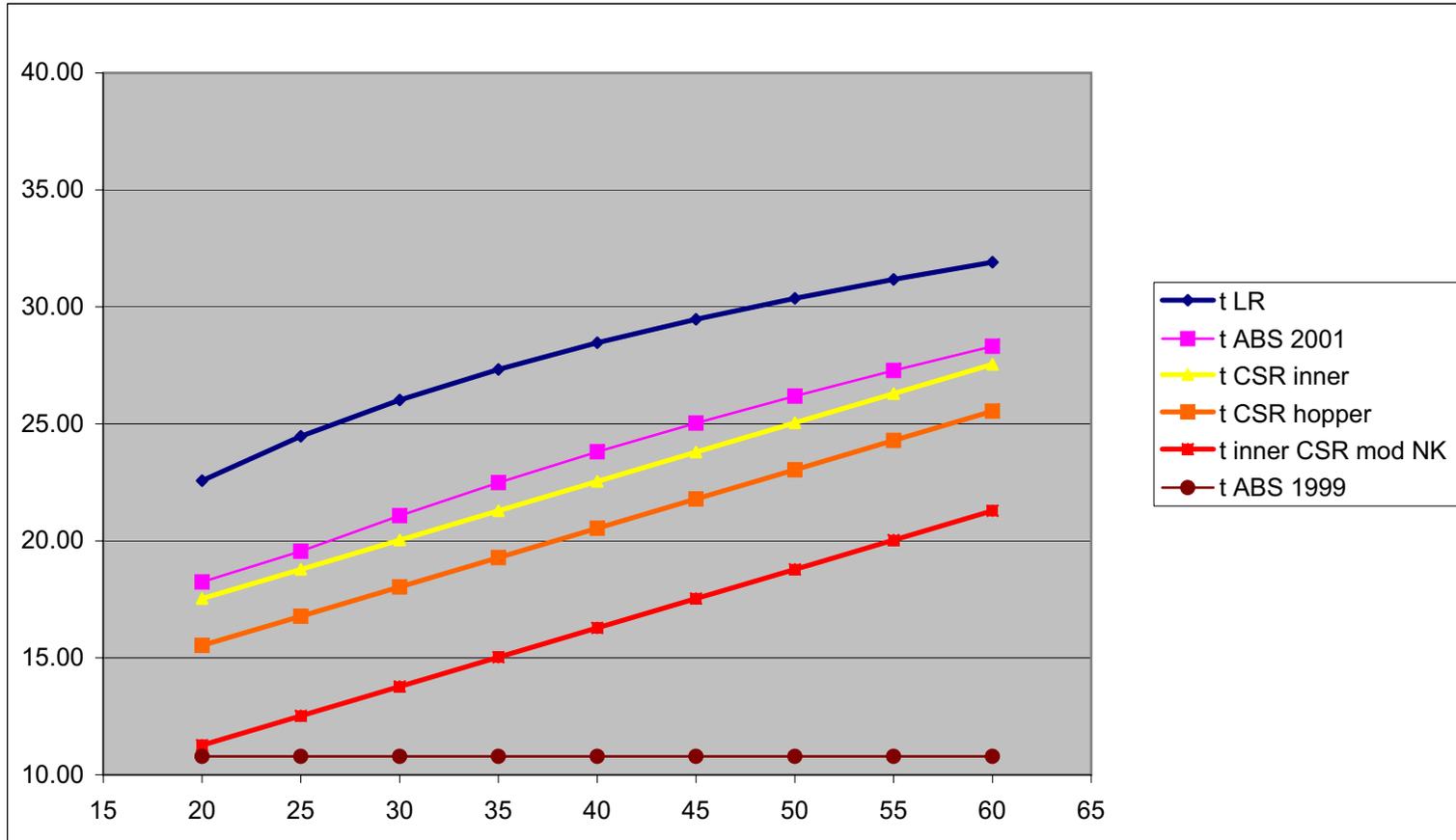
KCID No.	関連規則	種別	項目	完了日	質問	回答	添付有無
1029	12/1.2.1.3	RCP	横隔壁板としての下部スツールにおける横波形隔壁	2010/3/30	<p>12章1節2.1.3に関連し、下部スツール上にある波形横置隔壁は『横隔壁板』の適用から除外することを要求したい。</p> <p>12章1節2.1.3は、規則改正 (Rule Change Notice No.1, effective from 1 July 2009)により『横隔壁板』が含まれているが、この新規に追加された語句が下部スツール上の波形横置隔壁を含むかどうか、特に高さが3.0m以下の下部スツールを持つ小型のばら積貨物船について混乱の原因となる可能性がある。</p> <p>RCP4-4の技術的背景において『本改正は、本計算 (KC ID 313及び544)で考慮する区域を明記することにより要件を明確化するために行われた。』と説明されている。また加えて、RCN1-4の技術的背景において、『本要件は内底板の最も低い位置から高さ3.0mまでの内殻板に適用される』と説明されている。</p> <p>これらの説明にもかかわらず、2つの技術的背景のどちらにおいても下部スツール上の波形横置隔壁の適用に対して明確化されていない。</p> <p>12章1節2.1.3の規定は、特に小型のばら積み貨物船において下部スツール上の波形横置隔壁に対して非合理的で実用的でない配置及び寸法をもたらすことは明白である。現在の『横隔壁板』を含む一文は、下部スツールを備えない箇所での横隔壁板に限定すると解釈されなければならない。従って、KCによって将来的な規則改正でこの一文を更新するよう要求する。</p>	<p>12章の要件は、貨物倉内にある下記の構造部材に適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 内底板 - ホッパタンク斜板 - 下部スツール板 (有する場合) - 波形横置隔壁のフランジ板 - 横置平板隔壁の板部材 - 内殻板 <p>以上の部材の内、内底板の最下部から上に高さ3mの範囲にある部材。</p> <p>本件は下部スツールの有無に関わらず波型横置隔壁を含みます。</p>	

KC#544

s
k
L

800 mm
1
200 m

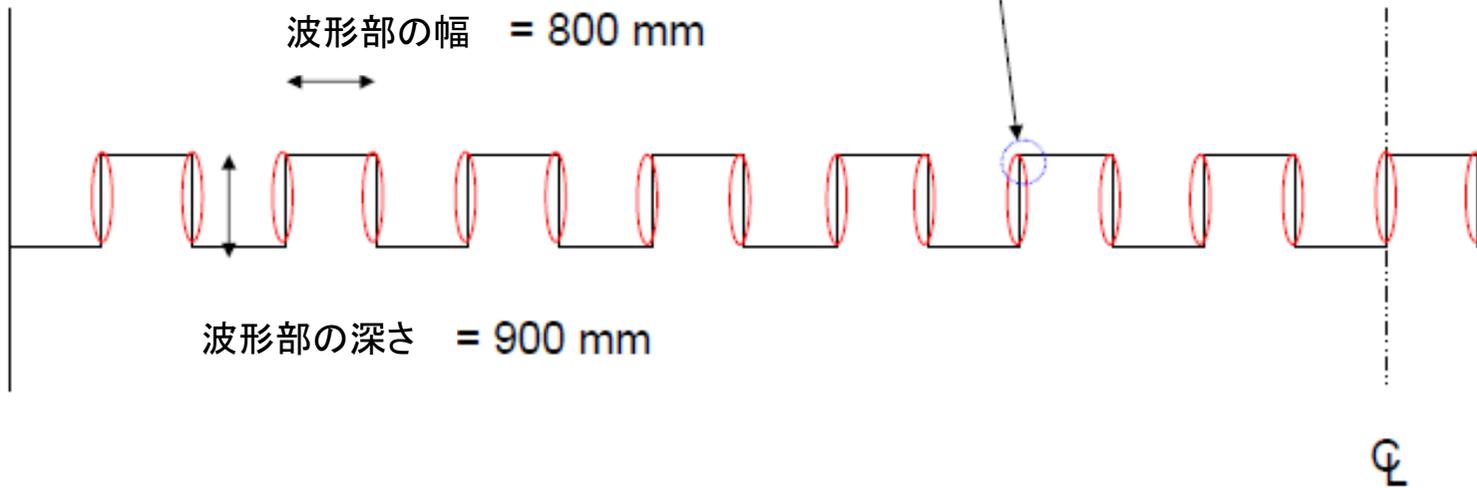
	t LR	t ABS 1999	t ABS 2001	t CSR inner	t CSR hopper	t inner CSR mod NK
20	22.57	10.79	18.24	17.53	15.53	11.27
25	24.47	10.79	19.55	18.78	16.78	12.52
30	26.02	10.79	21.07	20.04	18.03	13.77
35	27.33	10.79	22.49	21.29	19.28	15.03
40	28.47	10.79	23.80	22.54	20.54	16.28
45	29.47	10.79	25.03	23.79	21.79	17.53
50	30.36	10.79	26.19	25.04	23.04	18.78
55	31.17	10.79	27.28	26.30	24.29	20.04
60	31.91	10.79	28.31	27.55	25.54	21.29



KC#998

GRAB

波形部のフランジ及びウェブは垂直に交
差している



GRAB

GRAB は波形部のウェブに接触しない